

茨城県報 第6820号

昭和55年3月27日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課).....	1
●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(中小企業課).....	2
●木材業者等の登録(2件)(林政課).....	2
●保安林の指定の解除に関する予定告示(林業課).....	3
●定款変更の認可(2件)(農地管理課).....	3
●新規土地改良事業の審査(〃).....	4
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課).....	4
●利根川水系一級河川五反田川の一部用途廃止(河川課).....	5
●事業計画の認可(下水道課).....	5
●都市計画事業の変更認可(2件)(〃).....	6

(公安委員会)

●緊急自動車の指定.....	7
----------------	---

公告

●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課).....	7
●都市計画事業の施行者の名称等(3件)(都市施設課).....	8
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	9
●道路位置の指定(〃).....	10

告示

茨城県告示第484号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹内藤男

氏名	登録記号番号	登録年月日
鶴町 仁	茨 歯 1071	55. 2. 23
鈴木 映代	〃 1072	55. 2. 28
大貫 英敏	〃 1073	55. 2. 29
関山 洋	〃 1074	55. 3. 6
山田 智子	茨 薬 775	55. 2. 20

横 山 公 子	"	776	55. 2. 25
久 保 洋 子	"	777	"
五 木 田 卓	"	778	55. 3. 8

茨城県告示第485号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定により次のとおり告示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1) 氏名又は名称及び住所、(2) 事業者にあつてはその事業の種類、(3) 略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)、(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に、茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出して下さい。

昭和55年3月27日

茨城県大規模小売店舗審議会会長 白 沢 正 二

- 届出者の氏名又は名称
株式会社 セ イ ミ ヤ
- 届出者の住所
行方郡潮来町潮来617, 618
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
セイミヤ鹿島2号店
鹿島郡鹿島町宮中字桜山12278番地の8
- 開 店 日 昭和55年8月11日
- 店 舗 面 積 1,207m²
- 閉 店 時 刻
午後7時 ただし7月、8月、12月は午後7時30分
- 休 業 日 数 年間 24日
- 主として販売する物品の種類
日用雑貨品
食 料 品
衣 料 品
身のまわり品

茨城県告示第486号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和55年3月27日

茨城県県南地方総合事務所長 銭 谷 守 雄

第 1 種業者登録

登録 番号	登録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
南総合 第154号	昭和 55. 3. 7	新治郡八郷町 大字瓦谷3319	石田 耕造	石田 林業	住所に同じ		素 材 生 産 業	新規

茨城県告示第487号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和55年3月27日

茨城県県北地方総合事務所長 須 能 正 男

第 1 種業者登録

登録 番号	登録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
北総合 第342号	昭和 55. 3. 6	那珂郡那珂町 大字戸5359	須藤 広司	須藤 木材	住所に同じ	前記に同じ	販 売 業	

茨城県告示第488号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡波崎町字豊ヶ崎8973の1・8973の7・9398の6・9398の10・9398の14

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第489号

昭和55年3月6日付で、石岡台地土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和55年3月18日認可した。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第490号

昭和55年 2 月 29 日付けで、上岡土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第30条第 2 項の規定により、昭和55年 3 月 15 日認可した。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第491号

美浦村蔵後土地改良区が行おうとする山王地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

美浦村蔵後土地改良区定款の写し

山王地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和55年 4 月 4 日から昭和55年 4 月 24 日まで

3 縦 覧 の 場 所 美浦村役場

茨城県告示第492号

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次とおり告示する。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 北茨城市

2 事業の種類 北茨城市小川地区公民館並びに児童運動広場施設及び駐車場建設工事

3 起 業 地

(1) 収用の部分

茨城県北茨城市関本町小川字向地内

(2) 使用の部分 な し

土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

北茨城市役所

茨城県告示第493号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 結 城 市
- 2 事業の種類 結城市山川地区(仮称)辻堂公民館新築工事
- 3 起 業 地

(1) 収用の部分

茨城県結城市大字山川新宿字原宿田迎地内

(2) 使用の部分 な し

土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
藤代町役場

茨城県告示第494号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称
利根川水系一級河川五反田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和55年3月27日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
北相馬郡守谷町大字鈴塚214番地先から北相馬郡守谷町大字高野1904の2地先まで	土 地	2,051.18 ^{m²}

茨城県告示第495号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 高 萩 市

2 都市計画事業の種類及び名称

高萩都市計画下水道事業高萩市公共下水道

3 事業施行期間 昭和55年3月27日から昭和61年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

高萩市東本町4丁目、大字石滝字不動前の各一部

(2) 使用の部分

高萩市春日町1丁目、2丁目、3丁目、大和町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、東本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、肥前町1丁目、2丁目、有明町1丁目、2丁目、3丁目、高浜町1丁目、2丁目、3丁目、大字高萩字向原、字中谷地、大字安良川字東町、字西町、字横町、字東飯森、字西飯森、字蛇沼の全部

高萩市本町1丁目、2丁目、3丁目、大字安良川字町尻、字柳町、字浜野、字下ノ内、字アカルミ田の各一部

茨城県告示第496号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 勝 田 市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業勝田市公共下水道

3 事業施行期間 昭和46年1月12日から昭和57年3月31日まで
(55)

4 事業地

(1) 収用の部分

勝田市大字三反田字上瀬の一部

(2) 使用の部分

勝田市中心町、表町、泉町、春日町、青葉町、本町、石川町の全部、元町、共栄町、神明町、大成町、大平二丁目、大平三丁目、大平四丁目、大字東石川字西久保、字内後中、字南向、字南、大字勝倉字大平、字地藏根後、字砂窪、字福平、字鴨氏原、大字武田字大塚前、字下新田、字六反町及び字下久保の各一部

茨城県告示第497号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 鹿 島 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画下水道事業鉢形都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和52年2月3日から
(55)
昭和57年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

鹿島町大字国末字西田, 大字泉川字西泉, 字佃, 大字長栖字溜田

(2) 使用の部分

鹿島町大字国末字西田, 大字泉川字西泉, 字南泉, 字佃, 大字長栖字蒲地

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第14号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を行ったので公示する。

昭和55年3月27日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者又は管理者
1205	02 一 1937	三菱・47年	自 衛 隊 用	陸上自衛隊 勝田駐とん部隊
1206	水戸88 ず772	マツダ・55年	警察責務遂行用	茨城県警察本部

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画公園(2.2.401 関本児童公園)の変更に伴い、関城町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

友部都市計画公園 (2. 2. 002 第 2 児童公園) の変更に伴い、友部町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

高萩都市計画公園 (2. 2. 010 行人塚児童公園) の変更に伴い、高萩市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

公 告

●都市計画事業の施行者の名称等

土浦阿見都市計画公園事業については、昭和55年 3 月 6 日建設省告示第 252 号で都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第59条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

土浦阿見都市計画公園事業

5—6—002 霞ヶ浦総合公園

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地

水戸市三ノ丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県庁

4 事業地の所在

土浦市大字大岩田字新田、字下宿、字円磨田、字中池、字上田宿、字高提、字堀川、字宿下及び字原久保地内

水戸勝田都市計画公園事業については、昭和55年 3 月 3 日建設省告示第 210 号で都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和55年 3 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画公園事業

6-6-401 笠松運動公園

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地

水戸市三ノ丸1丁目5番38号 茨城県庁

4 事業地の所在

茨城県勝田市大字佐和字ウサキ, 字篠根沢, 字当間及び那珂郡那珂町大字向山字保登内及び那珂郡東海村大字船場字遠間地内

~~~~~  
鹿島臨海都市計画道路事業については、昭和55年3月3日建設省告示第212号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画道路事業

3-3-4 溝口鰐川線

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地

水戸市三ノ丸1丁目5番38号 茨城県庁

4 事業地の所在

茨城県鹿島郡神栖町大字木崎字砂山, 字三の分, 大字深芝字五郎台, 字堀川及び字若松, 大字居切字砂山, 字砂居敷, 字大門, 字関, 字堀割, 字外見取, 字二番割, 字四番割, 字新川及び字蒲地並びに大字鰐川字鰐川地内

~~~~~  
●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域(全3工区の内第2工区)工区に含まれる地域の名称

水海道市山田町字八間西17街区の2号, 18街区の1号, 同市高野町字高野東22街区の13号, 23街区の3号, 24街区の12号, 同市天満町字峯下東23街区の2号, 24街区の12号

2 事業主の住所及び氏名

水海道市諏訪町3222番の3

財団法人水海道市住宅公社

理事長 落 合 庄 次

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
下土木指令 第142号	55. 3. 15	小林 勝一	結城市大字小田 林1360	結城市大字結城 字油内6977番1	メートル 4.00	メートル 28.40
境土木指令 第94号	55. 3. 10	緑ハウス(株) 代表取締役 関根 清	栃木県小山市南 町3丁目25番3	猿島郡総和町大字女沼 字稲荷山1004番1	4.00	22.80

●道路位置の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり一部廃止した。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

廃止番号	廃 止 日 年 月 日	申 請 者		廃止する道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第93号	55. 3. 4	株式会社森島 工場 代表取締役 遠藤 芳郎	土浦市富士崎町 2丁目1-14	土浦市富士崎町 2丁目1157-5	4.00	21.10

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年3月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指定 第94号	55. 3. 4	松本 昌寿	土浦市大字 右廻2440	土浦市大字右廻 字宮塚3034-2	メートル 4.00	メートル 30.00
竜土木指令 第110号	55. 3. 10	柳葉工務店 柳葉 弘	北相馬郡守谷町 守谷甲4808	北相馬郡守谷町守谷字 下町8番5, 7, 12	4.00	67.00
" 第118号	55. 3. 12	寺田 勇	取手市井野台 1-24-15	取手市井野台1丁目 2646番9	4.10	28.95
" 第130号	55. 3. 17	川上 昇	阿見町荒川沖 953-40	阿見町荒川本郷字鶉原 2120番1, 12, 18, 20	4.00	42.75
" 第131号	"	太陽信用企画 代表 竹本 招弘	(株)東京都 豊島区東池袋 1丁目30番12号	牛久町遠山字老ノ久保 772番3	4.50	34.90

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については，昭和51年4月以来，1か月1,000円にすえ置いてきましたが，印刷経費等の増加に伴い，昭和55年4月から1,200円に改定する予定ですのでお知らせ致します。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所